# 国債証券買入銷却法 （明治二十九年法律第五号）

#### 第一条

政府ハ毎年度国債費予算定額以内ニ於テ国債証券ヲ買入レ之カ銷却ヲ為スコトヲ得

#### 第二条

国債証券ノ買入銷却ヲ為シタルトキハ財務大臣ハ其ノ証券ノ種類、番号、総額及其ノ買入価格ヲ告示スヘシ

#### 第三条

銷却ノ為ニスル国債証券ノ買入ハ随意契約ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

###### 一

第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

# 附　則（平成一四年六月一二日法律第六五号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

###### 一

第十条から第十二条までの規定

#### 第八十五条（その他の経過措置の政令への委任）

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 附　則（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。